

はり・きゅう・あん摩・マッサージの正しいかかり方

施術を受ける場合、一定の要件を満たす場合は健康保険が使えます。

はり・きゅう

◆対象となる主な症状

神経痛、リウマチ、頰腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

※慢性的な疼痛を主症とする疾患の施術で、医師による適当な治療手段がなく、
施術について同意しているもの。

◆医師の同意書が必要

施術を受けるには、医師の同意書(原本)が必ず必要になります。
また、施術が長期にわたる場合には、6ヶ月ごとに文書による医師の再同意が必要になります。

あん摩・マッサージ

◆対象となる主な症状

筋麻痺、関節拘縮

※筋麻痺・関節拘縮など、症状の改善を目的とし、医師が施術に同意しているもの。

◆医師の同意書が必要

施術を受けるには、医師の同意書(原本)が必ず必要になります。
また、施術が長期にわたる場合には、6ヶ月ごとに文書による医師の再同意が必要になります。
(ただし、変形徒手矯正術を受ける場合は、毎月同意が必要。)